

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により実施機関に納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が別に定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の紀南環境広域施設組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に係る個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 施行日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。